

○内閣府令・法務省令第 号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第十一条第十一項に基づき、信託兼営金融機関営業保証金規則を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法務大臣 南野知恵子

信託兼営金融機関営業保証金規則

（申立ての手続）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）

（第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、金融庁長官（令第十五条第

一項の規定により金融庁長官の権限を財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に委任する場合にあつては、当該財務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（申出の手続）

第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

（仮配当表）

第三条 令第六条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき法第一条第一項の認可を受けた金融機関（「信託兼営金融機関」という。以下同じ。）のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託兼営金融機関を含む。次条第一項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。

（意見聴取会）

第四条 令第六条第四項の規定による権利の調査の手續は、金融庁長官の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 令第六条第一項の規定による申立てをした者（第十七条第二項において「申立人」という。）、令第六条第二項の期間内に権利の申出をした者又は供託者の代表者（以下「関係人」と総称する。）は、病氣その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

第五条 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

第六条 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示等について必要な指示をすることができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合

においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 意見聴取会の事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 出席した関係人の氏名及び住所
- 五 その他の出席者の氏名
- 六 陳述された意見の要旨
- 七 口述書が提出された場合にあつては、その旨及びその要旨
- 八 証拠が提示された場合にあつては、その旨及び証拠の標目
- 九 その他議長が必要と認める事項

第九条 関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

(配当の実施)

第十条 信託兼営金融機関に係る営業保証金のうちに、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を当該信託兼営金融機関と締結している者が供託した営業保証金がある場合には、金融庁長官は、まず当該信託兼営金融機関が供託した営業保証金につき配当を実施しなければならない。

(配当の手続)

第十一条 金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書に、供託書正本（第十三条第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により営業保証金を供託したものとみなされる供託者が同条第四項の規定により提出した供託通知書）を添えて、これを供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の適用については、令第六条第六項に規定する期間を経過した時に、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利の実行があつた

ものとする。

3 金融庁長官は、第一項の手続をしたときは、様式第三による通知書に、支払委託書の写しを添付して、信託兼営金融機関に送付しなければならない。

(供託書正本の提出)

第十二条 金融庁長官は、権利の実行に必要なときは、信託兼営金融機関に対し、当該信託兼営金融機関が供託した営業保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 金融庁長官は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該信託兼営金融機関に交付しなければならない。

(有価証券の換価)

第十三条 金融庁長官は、令第六条第七項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通に、供託書正本を添えて、これを供託所に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる営業保証金として、供託書に供託規則第二十号書式により作成した供託通知書を添付して供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された営業保証金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した者（以下この条において「供託者」という。）が供託したものとみなす。

4 前項に規定する供託者は、供託規則第十九条の規定により供託所から第二項の供託通知書の送付を受けるときは、遅滞なく、当該供託通知書を金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の供託通知書を受理したときは、保管証書を第三項の供託者に交付しなければならない。

（営業保証金の取戻し）

第十四条 信託兼営金融機関若しくはその承継人又は当該信託兼営金融機関のために営業保証金を供託した者が、令第七条の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名称、枚数、総額面等（振替国債については、

銘柄、金額等）を記載した様式第四の承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の承認申請書の提出があつた場合（令第七条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつたときに前項の承認申請書の提出があつた場合を除く。以下この項において同じ。）には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

一 令第七条第一項の規定による承認の申請があつた場合 六月

二 令第七条第二項の規定による承認の申請があつた場合 一月

3 前項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第五による申出書に、権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、第二項の期間内にその申出があつた場合には、令第六条第四項から第六項まで、及び第三条から前条までの規定に準じて当該者に対し営業保証金の払渡しの手続をとらなければならない。

5 金融庁長官は、前三項の手続をしたとき、又は令第七条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつたと認められるときは、様式第六による承認書を第一項の承認を求めた者に交付しなければならない。

第十五条 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五条の規定により供託物払渡請求書に添付すべき同条第二号の書類は、前条第五項により交付を受けた承認書をもつて足りる。

2 第十三条第二項の規定により管轄財務局長が供託した営業保証金の取戻しをしようとする場合の供託規則第二十五条の規定の適用については、同条第一号本文中「供託書正本」とあるのは、「供託通知書」とする。

(営業保証金の保管替え)

第十六条 金銭のみをもつて営業保証金を供託している者は、当該営業保証金に係る信託兼営金融機関の本店等（信託兼営金融機関の本店又は主たる事務所をいう。この条において同じ。）の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所に変更があり、当該営業保証金を供託している供託所に対し、営業保証金の供託の保管替えを請求しようとするときは、遅滞なく金融庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 金融庁長官は、前項の届出があつたときは、令第六条第一項に規定する権利の実行の申立てがされてい
る場合又は令第七条第二項に規定する承認の申請がされている場合を除き、当該営業保証金についての供託書正本を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該信託兼営金融機関の本店等の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替え手続の終了後、遅滞なく、金融庁長官に対し、様式第七による届出書に供託規則第二十一条の五第四項の規定により交付された供託書正本を添付して、これを提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

(公示)

第十七条 令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第三条、第七条及び第十四条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによつて行う。

2 前項の規定による公示の費用は、申立人（営業保証金の取戻しの場合にあつては、当該取戻しをしようとする者）及び令第六条第二項又は第十四条第二項に規定する権利の申出をした者の負担とする。

(供託規則の適用)

第十八条 この規則に定めるもののほか、営業保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1 (第1条関係)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

(郵便番号 -)
申立人 住 所
電話番号() -
商 号
又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

申 立 書

下記のとおり、金融機関等の信託業務の兼営等に関する法律施行令第6条第1項の規定により、権利の実行の申立てをします。

記

- 1 債権者の名称及び住所
- 2 債権額
- 3 債権発生の原因たる事実
- 4 その他参考となる事項

(日本工業規格A 4)

様式第3 (第11条第3項関係)

年 月 日

住所

殿

金融庁長官(財務(支)局長) 印

通 知 書

別添支払委託書(写)の記載のとおり供託物の配当をしたため、あなたの営業保証金に下記のとおり不足を生じたので、速やかに、不足額を供託してください。

記

不足額 円

様式第4 (第14条第1項関係)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

(郵便番号 -)

申請者 住 所

電話番号() -

商 号

又は名称

氏 名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第7条の規定により、営業保証金の取戻しの承認を申請します。

記

1 取戻しの事由

2 取戻しをしようとする供託物の内容

イ 金銭の場合

供託所名	供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名	取戻申請金額
		円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名	供託番号	名 称	枚 数	総 額 面	券 面 額	回記号	番 号
				円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

3 その他参考となる事項

様式第6 (第14条第5項関係)

営業保証金取戻承認書

1 払渡しを受ける供託者の名称及び住所

2 払渡しを受ける供託物の内容

イ 金銭の場合

供託所名	供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
		円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名	供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
				円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘柄	金額
		円

上記のとおり承認します。

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 印

住所

殿

様式第7 (第16条第2項関係)

年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

(郵便番号 -)
届出者 住 所
電話番号 () -
商 号
又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金の保管替届出書

下記のとおり、営業保証金の保管替えをしたので、信託兼営金融機関営業保証金規則第16条第4項の規定により、供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

- 1 信託会社等の名称又は商号
- 2 主たる営業所又は事務所の所在地 (供託所名)
(新)
(旧)
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地の変更新年月日